

## 各サービスの基準の改正の主な内容について

令和6年度の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進や自立支援・重度化防止に向けた対応等が求められる中、基準の改正が行われており、主な改正点は次のとおりです。

(1) 施行期日 令和6年4月1日

令和6年6月1日（訪問看護及び訪問リハビリテーション（どちらも介護予防を含む）に係る改正分）

(2) 主な改正点

### ア 全サービス共通

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【管理者の責務及び兼務範囲の明確化等】</b></p> <p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象で適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	
2	<p><b>【運営規程等のウェブサイト掲載】</b></p> <p>事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。</p>	1年間の経過措置期間を設け、その間は適用しない。

### イ 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化】</b></p> <p>退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定訪問リハビリテーションを提供する</p>	

	際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書入手し、内容を把握することを義務付ける。	
2	<p><b>【訪問リハビリテーションのみなし指定の見直し】</b></p> <p>訪問リハビリテーション事業所を更に拡充する観点から、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。</p> <p>また、介護保険法第72条第1項による訪問リハビリテーション事業所に係るのみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院については、当該事業所の医師の配置基準について、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすこととする。</p>	

ウ 福祉用具貸与（介護予防を含む）・特定福祉用具販売（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入】</b></p> <p>利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く。）、単点杖（松葉づえを除く。）及び多点杖を対象とする。</p>	
2	<p><b>【選択に関する利用者等に対する説明】</b></p> <p>貸与と販売の選択制の導入に伴い、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明することを義務付ける。</p> <p>また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。</p>	

エ 福祉用具貸与（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【貸与継続の必要性の検討】</b></p> <p>福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に</p>	

	<p>当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。</p>	
2	<p><b>【モニタリング実施時期の明確化】</b> 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。</p>	
3	<p><b>【モニタリング結果の記録及び居宅介護支援事業所への報告】</b> 福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告することを義務付ける。 (介護予防福祉用具貸与では、規定済み)</p>	

オ 特定福祉用具販売（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【使用状況の確認等】</b> 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。</p>	
2	<p><b>【目標の達成状況の確認】</b> 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。</p>	

カ 訪問介護・訪問入浴介護（介護予防を含む）・訪問看護（介護予防を含む）・訪問リハビリテーション（介護予防を含む）・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・福祉用具貸与（介護予防を含む）・特定福祉用具販売（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【身体的拘束等の適正化の推進】</b> 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。 また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。</p>	

2	<b>【身体的拘束等の記録の報告】</b> 身体的拘束等を行う場合においては、長崎市に対し、速やかに記録の内容を報告しなければならないこととする。 (長崎市独自基準)	
---	-------------------------------------------------------------------------------------------	--